

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和3年6月18日付けで行った、「〇〇〇〇さんの補装具外来について（H〇.〇.〇）」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）、「〇〇〇〇氏への対応について（令和〇年〇月〇日）」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）及び「センター利用者への対応について（〇月〇日分）」（以下「本件対象保有個人情報3」という。）（以下これらを総称して「本件対象保有個人情報」という。）の部分開示決定は、別表に掲げる部分を開示すべきであるが、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求及び審査の経緯

#### （1）処分の経緯

審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、令和3年4月14日付けで実施機関に対し、本件対象保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、令和3年6月18日付けで本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### （2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、令和3年9月17日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消し、全部開示することを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### （3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和4年7月1日に実施機関から条例第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和4年8月18日に実施機関の職員からの意見聴取を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している不開示の理由はおおむね以下のとおりである。

#### (1) 不開示とした情報及びその理由

##### ア 本件対象保有個人情報1のうち他機関との連絡調整事項

他機関との連絡調整に関することであり、開示することにより率直な意見の記載が困難になり、今後の円滑な連絡調整に支障を及ぼす恐れがあるものとして、条例第17条第7号柱書きに該当するため。

##### イ 本件対象保有個人情報2のうち内部の検討・調整事項

相談に対する内部の検討・調整過程の記述であり開示することにより率直な意見の記載が困難となり、総合リハビリテーションセンターにおける管理業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれのあるものとして、条例第17条第7号柱書きに該当するため。

##### ウ 本件対象保有個人情報3のうち相談に対する担当者所感

相談に対する担当者の所感であり、開示することにより率直な意見の記載が困難となり、総合リハビリテーションセンターにおける管理業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれのあるものとして、条例第17条第7号柱書きに該当するため。

### 5 審査会の判断

#### (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、平成〇年〇月〇日、〇年〇月〇日及び令和〇年〇月〇日に埼玉県総合リハビリテーションセンター職員が作成した審査請求人に関する文書3件である。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち不開示情報については条例第17条第7

号柱書きに該当するとして本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、実施機関に対し、本件処分を取り消し、全部開示することを求めて審査請求を行った。

そこで、本件対象保有個人情報の不開示部分の不開示情報該当性について以下検討する。

## (2) 不開示部分の不開示情報該当性について

### ア 本件対象保有個人情報1のうち他機関との連絡調整事項について

条例第17条第7号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解され、この「おそれ」の程度は、ただ単に可能性があれば足りるというものではなく、法的に見過ごしにできないほどの蓋然性が要求されるものと解される。

当審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、当該不開示情報は、他の公共機関職員から総合リハビリテーションセンターに対し提供された情報に係る記録であつて、開示されると他の公共機関と総合リハビリテーションセンターとの信頼関係が崩れ、率直な意見交換等の協力を他の公共機関から得られにくくなるなど、今後の総合リハビリテーションセンターの活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、条例第17条第7号柱書きの不開示情報に該当する。

### イ 本件対象保有個人情報2のうち内部の検討・調整事項について

当該不開示情報は、審査請求人への対応について、総合リハビリテーションセンター内部で検討した事項について記載されている。そのような情報が開示されることとなれば、今後同種の事務の遂行にあたり、個々の問い合わせについて県の機関内部で適正な判断をして具体的な対応方針を検討することが困難となり、総合リハビリテーションセンターの活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、条例第17条第7号柱書きの不開示情報に該当する。

ただし、当該不開示情報のうち、別表に掲げる情報については、内部検討事項に

についての記載には当たらないため、開示すべきである。

ウ 本件対象保有個人情報3のうち相談に対する担当者所感について

当該不開示情報は、実施機関の職員の主観的な評価又は印象が記載されている。そのような情報が開示されることとなれば、今後、実施機関が本件と同様の文書を作成するにあたって、職員が率直かつ具体的な記載を避けることとなり、詳細かつ正確な情報を組織的に把握することが困難になるおそれがあることから条例第17条第7号柱書きの不開示情報に該当するものと認められる。

(3) その他

審査請求人は、知る権利があると主張する。しかしながら、知る権利には、これを具体化する法令が存する場合に、その法令の限度で具体的な権利としての性質を持つものであると解されるところ、本件においては、条例の定めるところにより不開示の是非を判断するほかないため、当審査会としては「1 審査会の結論」のとおり判断せざるを得ない。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

桑原 勇進、栗原 隆之、寺田 麻佑

**審査会の経過**

年 月 日	内 容
令和 4 年 7 月 1 日	諮問（諮問第178号）を受け、弁明書、反論書の写しを受理
令和 4 年 7 月 21 日	審議
令和 4 年 8 月 18 日	実施機関からの意見聴取及び審議
令和 4 年 9 月 5 日	審議

令和 4 年 10 月 11 日

答申

## 別表

開示すべき部分	
〇〇〇〇氏への対応に ついて（令和〇年〇月〇日）	2枚目22行目

### ※注意点

「〇.〇 〇〇さんの対応.txt」の行を1行目とする。

行のスペースは数えない。